

(整理番号 2501)

長野地方最低賃金審議会

第1回本審議会 議事録

令和7年8月29日 公開

開催日時 場所	令和7年7月3日 10時30分～11時10分 ホテル信濃路 2階穂高		
出席状況	公益代表委員	出席 4人	定数 5人
	労働者代表委員	出席 5人	定数 5人
	使用者代表委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 長野県最低賃金の改正決定の諮問について 2 長野地方最低賃金審議会の運営について 3 長野県最低賃金専門部会の構成について 4 長野地方最低賃金審議会日程について 5 関係労使からの意見の聴取について 6 その他		
開会			
○岡田賃金室長 それでは定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度第1回長野地方最低賃金審議会を開会いたします。 はじめに定足数の確認です。本日の審議会は、公益委員の昆委員が欠席となり、また、広瀬委員が長野地方最低賃金審議会運営規程第4条に基づくテレビ会議システムによる出席となりまして、出席者は、委員総数15名のうち14名と、3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。 また、本日は3名の方が傍聴に、報道機関の皆様が4社取材に来られていることを併せてご報告いたします。 それでは、議事進行は、会長、会長代理が選任されるまでの間、事務局で務めさせていただきます。 次第の1、委員等の紹介でございます。資料No.1をご覧ください。本日は令和7年度第55期審議会委員による初めての総会でありまして、各委員のご紹介を私の方から申し上げます。まず、公益代表委員でございますが、向かって右側から、吉村委員、山本委員、今井委員、そしてオンライン参加の広瀬委員でございます。続きまして、労働者代表委員でございますが、向かって左側から、齋藤			

委員、櫻井委員、風間委員、小林委員、竹村委員でございます。続きまして、使用者代表委員でございますが、向かって右側から、鈴木委員、聲山委員、中村委員、山岸委員、土井委員でございます。

最後に、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。長野労働局、三浦局長でございます。次に、高橋総務部長でございます。そして、賃金室から、私、岡田と、松木、中野が出席させていただいております。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の２、三浦局長からご挨拶を申し上げます。

○三浦労働局長

長野労働局長の三浦でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、令和７年度第１回長野地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政の推進につきまして、多大なるご理解とご支援をいただきまして、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

さて、最低賃金でございますが、昨年度の審議を振り返ってみますと、各ランクの目安額について同額で示されるという中での審議となりました。公労使各委員の皆様方には、精力的にご審議いただきまして、全会一致による取りまとめの結果、長野県最低賃金は、引上げ額５０円、時間額で９９８円となったところでございます。最低賃金をめぐる最近の動きとしましては、本年、６月１３日に骨太方針２０２５が閣議決定されております。当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現として、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着させていく等の内容ですけれども、最低賃金につきましても、２０２０年代に全国加重平均１,５００円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する、それから、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るといった記載がなされております。また、同日に閣議決定されました、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂版におきましても、同様の記載がなされているところでございます。近日中には、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、今年度の目安に関する諮問が行われる予定であり、当局といたしましても、この後、長野地方最低賃金審議会への改正諮問を予定してございます。

夏の暑い季節、特に今年はもう６月からすでに暑くて、今日も非常に暑い猛暑になるような夏でございますが、これから夏本番に入っております。委員の皆様方には、これから大変ご尽力、ご苦勞をいただくことになると思いますけれども、本年度も審議会の自主性を十分に発揮していただきまして、ご審議いただきますことをお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○岡田賃金室長

続きまして、次第の３、会長及び会長代理選出でございます。

最低賃金法第２４条において、会長及び会長代理は、公益委員の中から選出するとされていますので、公益委員の皆様方でご協議いただくということで、よろしいでしょうか。

（異議なしを確認）

ありがとうございます。それでは、公益委員の皆様、よろしく申し上げます。決まりましたら、ご報告をよろしくお願いいたします。

○吉村委員

それではご報告いたします。会長には山本委員、会長代理には広瀬委員が務めることになりましたので、よろしくお願いいたします。

○岡田賃金室長

ありがとうございます。それでは改めましてご報告させていただきます。会長には山本委員、会長代理には広瀬委員にご就任いただくことになりましたのでどうぞよろしくお願い致します。

それでは、次第の４の会長ご挨拶と、これからの議事の進行につきまして、山本会長、よろしくお願いいたします。

○山本会長

皆様おはようございます。ただいま会長に就任しました山本です。

今年度も最低賃金について検討する時期がやってまいりました。ここ数年審議にあたっては、国際情勢、社会情勢の大きな変化に伴い、凄く難しい判断を皆様をお願いをする状況が続いていたかと思えますけれど、今年度もまた、例年以上に難しい状況になっているかと思えます。なかなか止まらない物価上昇といった問題もありますし、今年は特にトランプ関税といったまた新しい問題点も出てきていますので、今年も例年通りといっでは何ですけれども、労働者委員、使用者委員双方のイニシアティブによって納得の出来る結論に導き出せるように皆様のご協力をお願いしたいと思っていますところです。改めまして、今年もよろしくお願い致します。

それでは議事に入らせていただきますが、その前に、運営規定により議事録を作成いたしますので、本日の議事録確認委員を指名します。五十音順に、労働者代表委員、風間委員、使用者代表委員、聲山委員をお願いいたします。

それでは、議題の（１）、長野県最低賃金の改正決定の諮問についてです。

本日、諮問がなされるとのことですので、事務局からお願いします。

○岡田賃金室長

それでは、三浦局長から長野県最低賃金の改正について諮問させていただきますので、局長及び会長は、所定の中央の方への移動をお願いいたします。報道機関の方も中央の方へ移動をお願いいたします。

○三浦労働局長

長野県最低賃金の改正決定について、最低賃金法第12条の規定に基づく、長野県最低賃金の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

<長野労働局長から長野地方最低賃金審議会会長へ諮問文書を交付>

○山本会長

それでは、議題（2）の長野地方最低賃金審議会の運営についてです。事務局から説明をお願いします。

○岡田賃金室長

それでは事務局から説明いたします。長野地方最低賃金審議会の運営は、最低賃金法令及び最低賃金審議会令に基づいておりますが、これらに規定されていないものについては、資料No.2をご覧くださいと思いますが、長野地方最低賃金審議会運営規程により定められております。運営に関しまして、第3条をご覧くださいなのですが、特定の事案に係る調査、又は細目にわたる審議を行うため、小委員会の設置ができることとされています。また、第6条及び第7条をご覧くださいまして、こちらに公開・非公開に当たっての規定がありますが、その具体的な取扱いを定めたものが、資料No.3の長野地方最低賃金審議会会議公開要綱になります。この会議公開要綱第2条において、会議の公開・非公開の決定は審議会等において行うとされているところでございます。説明は以上でございます。

○山本会長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明のとおり、運営規程第3条に基づき、審議会運営の基本的な事項につきましては運営問題小委員会を、また、特定最低賃金の改正の必要性に関する事項等については特定最低賃金検討小委員会を、従来から設置しております。今年度においても、従来と同様に、2つの小委員会を設置するということがいかがでしょうか。

（異議なしを確認）

ありがとうございます。それでは、運営問題小委員会及び特定最低賃金検討

小委員会を設置することといたします。両小委員会の委員構成は、従来から公・労・使で各３名、合計９名の構成として審議していただいておりますが、委員の構成はそれぞれ３名ということでよろしいでしょうか。

（異議なしを確認）

ありがとうございます。ただ今ご承認いただきましたので、公・労・使各委員の人選をお願いいたします。人選が終わりましたら、労側、使側の順に発表してください。では、労働者代表委員からお願いします。

○齋藤委員

それでは労側の方からご報告させていただきます。まず、私、齋藤でございます。あと、風間委員、竹村委員、この３名でございます。よろしくお願いいたします。

○山本会長

ありがとうございます。それでは使用者代表委員から発表をお願いします。

○鈴木委員

使用者側ですけれども、私、鈴木と、聲山委員、中村委員でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本会長

ありがとうございます。なお、公益委員は、運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会ともに、私、山本と、広瀬委員、今井委員の３名になります。では、各側の人選結果について、事務局において確認をお願いいたします。

○岡田賃金室長

それでは事務局の方から改めて確認させていただきます。五十音順に申し上げます。運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会ともに、公益代表委員は、今井委員、広瀬委員、山本委員となります。労働者代表委員は、齋藤委員、風間委員、竹村委員となります。使用者代表委員は、鈴木委員、聲山委員、中村委員となります。以上でよろしいでしょうか。

（異議なしを確認）

○山本会長

では、ご承認をいただいたということで、ただ今の報告のとおり指名することといたします。

次に、議題の（３）、長野県最低賃金専門部会の構成についてです。先程、諮問いただきました長野県最低賃金については、最低賃金法第２５条第２項の規定に基づき、専門部会を設置して審議することになります。専門部会の構成について、事務局からご説明をお願いします。

○岡田賃金室長

専門部会は、最低賃金法第２５条第４項の準用による第２５条第３項により、公・労・使各側同数、また、最低賃金審議会令第６条第１項により９名以内の構成とされているところでございます。これを受け、長野地方最低賃金審議会では、従来から、専門部会を各側３名による計９名の構成としているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

○山本会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明のとおり、従前から専門部会は各側３名による合計９名の構成としていますので、今年も同じ構成としたいと考えますが、いかがでしょうか。

（異議なしを確認）

ありがとうございます。それでは、各側３名による合計９名の構成といたします。専門部会委員の選任につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○岡田賃金室長

ただ今ご審議いただいたとおり、専門部会の構成についてご承認いただきましたので、本日７月３日付けをもちまして専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。推薦締切日は、７月１８日（金）といたします。併せて、関係労使の意見聴取に関する公示についても、同様に本日７月３日付けで行うこととし、その締切日は７月２４日（木）といたします。説明は以上でございます。

○山本会長

ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、質問等がありますか。

（質問なしを確認）

よろしいでしょうか。なお、専門部会の公益委員は、私、広瀬委員、昆委員が任命を受ける予定です。

次に、議題の（４）、審議会等の日程についてです。事務局からご説明をお願い

いします。

○岡田賃金室長

それでは、事務局案を提案させていただきます。資料No.4の長野地方最低賃金審議会日程表（案）をご覧ください。当面の開催日程としまして、運営問題小委員会が7月15日（火）13時30分から、場所は労働局2階会議室になります。特定最低賃金検討小委員会が同じく7月15日（火）14時00分から、場所は同じく労働局2階会議室になります。そして、第2回本審議会が7月29日（火）13時30分から、場所はホテル信濃路2階穂高になります。その第2回本審が終わった後になりますけれども、第1回専門部会が同じく7月29日（火）15時00分から、場所は同じくホテル信濃路2階穂高になります。この日程は、10月1日の効力発効を目処に、仮の日程を当てはめさせていただいたものですが、過去、夏の参議院選挙が行われる年は、中央最低賃金審議会の目安答申が遅れる傾向があります。その影響により、本日お示しました開催日時・場所の変更や、取り止め、延期をお願いする可能性が出てくるため、今年度の対応の詳細については、7月15日の運営問題小委員会でご審議いただき、調整を進めてまいりたいと考えております。また、資料No.5日程一覧表をご覧ください。上の表が県最賃の審議に関する表で、こちらには8月7日の専門部会及び本審の予備日、そして、それに対応する8月25日の異議審の予備日まで記載しております。一方、下の表は特定最低賃金の日程表で、これはあくまでも昨年度実績や効力発生日を考慮した事務局案でありまして、県最賃の審議日程に遅れが生じた場合、特定最低賃金の審議日程にも影響が出る可能性があります、いずれにしても、正式な審議日程は、今後開かれる合同専門部会でご協議いただく予定となっております。なお、特定最低賃金については、資料No.6のとおり、令和7年2月5日付けで3業種に係る改正の意向表明がなされておりまして、7月下旬には正式な改正の申出がなされる予定となっております。事務局からは以上でございます。

○山本会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、今年度は、資料No.4、5の日程を基本としつつ、中央最低賃金審議会の目安答申の時期等を踏まえて柔軟に対応するといったことで、審議会、専門部会、小委員会の各委員の皆様にご了解をいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（異議なしを確認）

ありがとうございます。それでは、事務局案のとおり進めることといたします。今後、日程等の変更が生じた場合は、事務局から早急に各委員との間で日程調整を行い、各委員に連絡することとさせていただきます。

続いて、議題（５）の関係労使からの意見の聴取についてです。事務局からご説明をお願いします。

○岡田賃金室長

それでは、事務局からご説明いたします。関係労使からの意見の聴取方法について、以前は、各委員が事業場を直接訪問する実地視察の方法が採られていましたが、ここ数年は、受入事業場側の負担を減らすことなども考慮し、意見聴取の公示に基づく意見書の提出に加え、労使関係者にお越しいただき、直接意見陳述をしていただく形としておりましたので、今年度の意見聴取も、第２回本審において、意見書を配付することに加え、適当と認める者からの意見陳述をいただく方法によるということで、ご提案させていただきます。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から提案があった関係労使からの意見の聴取方法につきまして、ご意見はございますか。

（意見なしを確認）

特にご意見がないようであれば、事務局案のとおり進めますが、よろしいですか。

（異議なしを確認）

ありがとうございます。それでは、審議会における関係労使からの意見聴取につきましては、意見聴取の公示に基づく意見書の提出に加え、労使関係者を審議会へ招致の上、意見陳述してもらうという方法にいたします。

それでは、最後の議題（６）、その他ですが、事務局から何かございますか。

○岡田賃金室長

はい、事務局から３点ほどご説明させていただきたいと思います。

１点目ですが、これまで審議会等の開催につきましては、通知文書を郵送することでご案内しておりましたが、今年度は急な日程変更が予想されますので、迅速かつ正確な通知のため、メールによる通知のみで行いたいと思います。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

２点目ですが、基礎資料として、現時点の雇用経済情勢や物価の動向等の資料をNo. 8 からNo.15 にご用意するとともに、参考資料を添付いたしました。三浦局長からもお話がありましたが、参考資料１は新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版であり、参考資料２は経済財政運営と改革の基本方針 2025 でございます。

中央最低賃金審議会の目安審議もこれから始まりますが、厚生労働省本省からの各種情報につきましても、メールにより迅速に展開させていただき、委員の皆様との情報共有を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後、3点目ですが、審議会等の公開・非公開について申し上げます。資料No.3をご覧ください。資料のとおり、一昨年度、公開要綱の別紙を改正し、公労使が揃った三者協議においては、専門部会においても原則公開としております。これは、令和5年4月の中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告において、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」との報告を受けて改正したものであります。今年度の審議会等におきましても、三者協議においては、公開となることを前提にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

○山本会長

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明3点ございましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(異議なしを確認)

最後に労働者代表委員から何かございますか。

○齋藤委員

いきなり議論をするつもりはございませんので、一言だけご挨拶をさせていただければと思っております。本年度より対策委員会の委員長ということで就任させていただきました、齋藤でございます。自動車総連選出で、連合長野の副会長を仰せつかっております。昨年度までは山口が大変お世話になりましたが、変わらず優しくして頂ければと思います。よろしくお願いいたします。労働者側としてはですね、やはり今回の最低賃金の審議に関しましては、労働者側、使用者側、公益この3者でしっかりと決めたいというのが、大前提にあるところでございます。私たちの考え方としては、やはり長野県の状態に見合った金額というものをしっかりと決めていきたい。また、長野県の人口流出といいますか、どんどん県外に人が出て行ってしまうことが大変危惧されているところでございますが、賃金額がすべてだとは申しませんが、原因の一部であるのではないかというような考え方も持っています。特に、長野県は少し特別な気がしておりまして、県内は南北に長く、都市部への移動のほうが簡単にできるということで、我々はこの審議で三つのランクの中での見比べをしながら論議をするかもしれませんが、当の労働者の皆さんは本当にそこを見比べて仕事を探しているのか、我々が見比べているものと当の労働者の皆さんが見比べている目線というのがもしかしたら違うのではないかというようなことも思っており

ます。こうしたことを踏まえ、この審議会の中で用意していただいた資料を基にロジカルな論議をさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○山本会長

ありがとうございました。では次に、使用者側委員から何かございますか。

○鈴木委員

私も初めてになりますが、現在の人手不足と物価高騰を背景にして、県内の中小企業、小規模事業者も賃上げには取り組んでいるけれども、実際には業績改善を伴わないような防衛的な賃上げが中心じゃないかなと思いますし、そういっても賃上げはしてきているという状況だと思います。こういった中で、この最賃についても2年連続で大幅な引き上げがなされてきていますので、そこも含めて中小企業にとっては大きな影響等を与えているものと思います。法定の三要素である生計費とかですね、賃金、それから企業側の立場としては企業の支払能力ということがありますので、そういうことも踏まえて理論的な会議をさせていただければと思います。先ほどお話もありました、関税の問題等々、不透明な部分もあり、そういうことも含めて議論させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○山本会長

ありがとうございました。それでは本日の議題が終わりますので、本日はこれで閉会といたします。皆様ありがとうございました。

閉会